

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 1 月 5 日 (金) 第 478 号 の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則 (※) (市町村課取扱い) 1
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則 (※) (デジタル推進課取扱い) 1

規 則

住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 1 月 5 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 1 号

住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行条例施行規則 (平成27年鹿児島県規則第44号) の一部を次のように改正する。

第 4 条 第 1 項 第 1 号 中 「第 4 条」 の 次 に 「及 び 第 8 条 第 2 項」 を 加 え , 同 項 第 2 号 中 「第 5 条」 の 次 に 「及 び 第 10 条」 を 加 え , 同 条 第 3 項 第 1 号 中 「第 6 条 第 1 項」 の 次 に 「及 び 第 11 条 第 2 項」 を 加 え , 同 項 第 2 号 中 「第 4 項」 の 次 に 「並 び に 第 13 条 第 2 項 及 び 第 3 項」 を 加 え , 同 条 第 7 項 第 1 号 中 「助 成」 の 次 に 「若 し く は 同 要 綱 第 12 条 第 1 項 の 受 給 者 証 の 交 付」 を 加 え , 同 項 に 次 の 1 号 を 加 え る 。

(3) 鹿児島県肝炎治療特別促進事業実施要綱第13条第3項の治療費の支給

第 4 条 第 10 項 第 1 号 中 「附 則 第 4 条 第 1 項」 を 「附 則 第 11 条 第 1 項」 に 改 め る 。

第 5 条 第 2 項 第 1 号 中 「第 4 条」 の 次 に 「及 び 第 8 条 第 2 項」 を 加 え , 同 項 第 2 号 中 「第 5 条」 の 次 に 「及 び 第 10 条」 を 加 え , 同 条 第 3 項 第 1 号 中 「第 3 条」 の 次 に 「及 び 第 9 条 第 2 項」 を 加 え , 同 項 第 2 号 中 「第 4 条」 の 次 に 「及 び 第 11 条 第 1 項」 を 加 え る 。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

.....

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 1 月 5 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 2 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則 (平成27年鹿児島県規則第43号) の一部を次のように改正する。

第 2 条 第 1 項 第 1 号 中 「第 4 条」 の 次 に 「及 び 第 8 条 第 2 項」 を 加 え , 同 項 第 2 号 中 「第 5 条」 の 次 に 「及 び 第 10 条」 を 加 え , 同 条 第 2 項 第 1 号 中 「第 6 条 第 1 項」 の 次 に 「及 び 第 11 条 第 2 項」 を 加 え , 同 項 第 2 号 中 「第 4 項」 の 次 に 「並 び に 第 13 条 第 2 項 及 び 第 3 項」 を 加 え る 。

第3条第1項第1号中「第4条」の次に「及び第8条第2項」を加え、同項第2号中「第5条」の次に「及び第10条」を加え、同条第3項第1号中「第6条第1項」の次に「及び第11条第2項」を加え、同項第2号中「第4項」の次に「並びに第13条第2項及び第3項」を加え、同条第5項第1号中「助成」の次に「若しくは同要綱第12条第1項の受給者証の交付」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 鹿児島県肝炎治療特別促進事業実施要綱第13条第3項の治療費の支給に関する事務

第3条第7項第1号中「第4条」の次に「及び第8条第2項」を加え、同項第2号中「第5条」の次に「及び第10条」を加え、同条第8項第1号中「第3条」の次に「及び第9条第2項」を加え、同項第2号中「第4条」の次に「及び第11条第1項」を加える。

第4条第1項中「第4条」の次に「及び第8条第2項」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。